

令和 2 年 5 月 22 日現在

機関番号：32663
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2016～2019
 課題番号：16K02085
 研究課題名(和文) カジノを駆動部分としたIR(Integrated Resort:統合型リゾート)

 研究課題名(英文) IR (Integrated Resort) driven by casino

 研究代表者
 佐々木 一彰 (sasaki, kazuaki)

 東洋大学・国際観光学部・教授

 研究者番号：20329915
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究テーマに関する研究成果として本研究課題代表者は学術論文6本(うち査読付き5本)を刊行した。うち2本については学会から評価され、一本は学会賞、もう一本は奨励賞を受賞している。また、世界最大級の国際会議では2回報告した。(使用言語英語)本研究テーマに関する日本人の研究者が希少なことから報告会場には多くのオーディエンスが参加し日本国外においても本研究テーマに関する関心が高いことが見て取れた。また、その他にも国際会議(使用言語英語)にも5回招待され講演を行ったがその場も同様であった。また、国内の学会においても招待講演を行っている。学術論文、学会報告とも経済的視点、社会的視点を取り入れ行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題を進行している間にカジノを収益のエンジンとする統合型リゾートを合法化する法案が2018年に国会を通過した。おそらく2020年代後半くらいには日本国内でこの統合型リゾートが稼働することになる。この統合型リゾートは観光振興という文脈の流れの中より出てきた。減りつつある日本の人口を交流人口で補うということ及び、交流人口における一人当たりの消費金額を向上させるためにこの統合型リゾートは合法化された。しかしながらギャンブル依存症に関する懸念など社会的な側面も取り組まなければならない課題である。本研究はその経済的な側面と社会的な側面をバランスよく学術的に扱ったという点において社会的意義がある。

研究成果の概要(英文)：As a research result on this research theme, the representative of this research project has published five peer-reviewed academic papers. Two of them were evaluated by academic societies, one of which received the Society Award and the other of which received the Encouragement Award. I also reported twice at the world's largest international conference. (Language: English) Due to the scarcity of Japanese researchers on this research theme, many audiences participated in the report venue, and it was found that there was a great interest in this research theme outside Japan. In addition, I was invited four times to an international conference (language used in English) and gave a lecture, and the situation was the same, too. I was invited for lectures at domestic academic societies, too. Both academic papers and academic reports were taken from economic and social perspectives.

研究分野：観光学

キーワード：統合型リゾート IR(integrated Resort) カジノ 特定複合型観光施設 ギャンブル ギャンブル依存症 観光政策 ホスピタリティ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究課題申請当初、カジノを収益の核とする統合型リゾートを合法化するための法律を作成するための法律、正式名称は「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」(IR推進法：プログラム法案)が国会に上程され審議されようとしている時期であった。日本は偶然の事象に金品を賭けることは原則禁止で、刑法に触れることとなる。したがって、その違法性阻却のためには特別法が必要である。カジノは当然のことながらギャンブルであるのでカジノを合法化するためには特別法の存在が必要でありその法律をつくるための法律が「特定複合観光施設区域の整備の促進に関する法律案」であった。その法律案が作成される際にはカジノを収益の核とする統合型リゾート(IR)の調査を内閣官房、そして、IRの誘致を検討している地方自治体、東京、大阪、横浜等が外部の研究機関に委託してIRの経済的効果と社会的な課題について検討する事例が増えてきた。カジノを既に合法化している諸外国においてはかなり大学等における学術的な研究の厚みが蓄積されているが日本では「ギャンブル」を社会科学的な見地より学術的に研究することは一種のタブーとされており一部の大学、研究機関を除いてそれほど活発には行われてこなかった。そして本研究を開始した当初にIR推進法案が国会を通過し、その議論の段階で焦点となったのはIRの経済的効果とIRの社会的コストの問題であった。本研究はその焦点となった課題を先取りする形で遂行されたといえる。

2. 研究の目的

(1) 統合型リゾート(IR: Integrated Resort)の経済的効果の検証

本研究は前述の通りカジノを核とするIRの経済的効果について検証を行うこととIRの社会的コスト(主としてギャンブル依存症の問題)を検証することを中心に遂行されてきた。前述の内閣官房による報告書、各地方自治体による報告書を鑑みた場合、カジノを核としたIRの経済的効果は非常に大きいことが再確認できた。そして本研究ではIRがインバウンドの振興等に役立ち、そして第二回目の東京オリンピック後の景気の落ち込みを緩和するための有効なツールとなりうるか否かということを検証することが本研究の目的のうちの一つであった。

一方、もう少し詳しくIRを分析した場合、IRはカジノが収益の核となり、収益力の高いカジノが収益力のそれほどない、しかしながら観光振興には役立つ観光施設の収益を補填するという形態に着目し、IRの中にある、非カジノ(ノンゲーミング)の経済的、社会的重要性について検証を行うこともIRの経済的効果の中で行う本研究の目的であった。

(2) ギャンブル依存症を主とする統合型リゾート(IR: Integrated Resort)の社会的コストの検証

日本においては前述の通り偶然の事象に金品を賭けることは原則、刑法に抵触し、様々な特別法の存在が日本において合法的な「ギャンブル」の存在を許している。それらの特別法は何か、「社会的に意義のある事」をするために原則、日本では禁止されているギャンブルを合法化するというものである。当然のことながら本研究課題申請時点においてはギャンブル依存症の問題は既存のギャンブル産業が原因となり生じているものであり、IR推進法、そして、そのあとのIRを合法化する際のIR実施法(特定複合観光施設区域整備法)の審議の際に、「日本には合法的な既存のギャンブル産業が数多く存在しているにもかかわらず、これ以上、「ギャンブル」を増やしギャンブル依存症患者を増やすのか」という論調も見受けられた。したがって、本研究ではこのギャンブル依存症を主とした「IRの社会的コスト」を検証することも研究目的の一つとした。

3. 研究の方法

研究方法としては、大別すると以下の三点の手法をとった。

(1) 統合型リゾート(IR)における制度的な検討

本研究申請課題の初期において前述の通りIRを合法化するための法律を作成するための法律「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」が国会で可決された(2016年12月15日成立)そして、その後、その法律に基づきIRを合法化するための法律「特定複合観光施設区域整備法」が2018年7月20日に国会を通過した。本研究課題申請時においてはIRに関しての法律的制度は整えられていなかったが本研究を遂行する期間において急速に法的側面が整備されていった。これはIRに関してのみならず、本研究テーマの目的であるうちの一つであるIRの社会的コストのうち大きな部分を構成するギャンブル依存症対策についても同様に本研究課題を遂行中の2018年7月6日に国、地方自治体、既存のギャンブル等事業者がギャンブル依存症に取り組むための法律、ギャンブル等依存症対策基本法が国会で可決された。したがって、本研究においては、これら本研究テーマに関する法的、制度的側面からのアプローチを行った。

(2) 統合型リゾート(IR)の観光政策面からの検討

統合型リゾートは国の施策である「観光立国」という文脈の中より出てきたものである。最終的には制度的に観光庁がIRに大きく影響を与えることからそれは明らかである。実際に1963年に成立した観光基本法を全面的に改訂し、2006年に観光産業を国の基幹産業のうちの一つに位置付けるために観光立国推進基本法制定した流れの延長上に「カジノを収益の核とした統合型

リゾート」の合法化がある。その統合型リゾートが観光政策の中でどのように位置づけられ、どのように機能することを望まれるかという観光政策面からのアプローチを行った。

(3) 先行理論、先行事例、データの分析

統合型リゾート(IR)は日本においては法案が国会を通過し、設置、稼働に向けてのプロセスを踏み始めてはいるが、当然のことながら日本では統合型リゾートは稼働していない。したがって、実際にIRが稼働した際の様々なデータは日本には存在していない。そのために既にIRが合法化され稼働している諸国において生み出された理論、データ等を分析し日本における事例に当てはめることを試みた。また、社会的コストにおいて中心となるギャンブル依存症に関しては既存のギャンブル産業を対象とした調査に関する分析も行い、IRに関する社会的コストについての検討のために参照した。

4. 研究成果

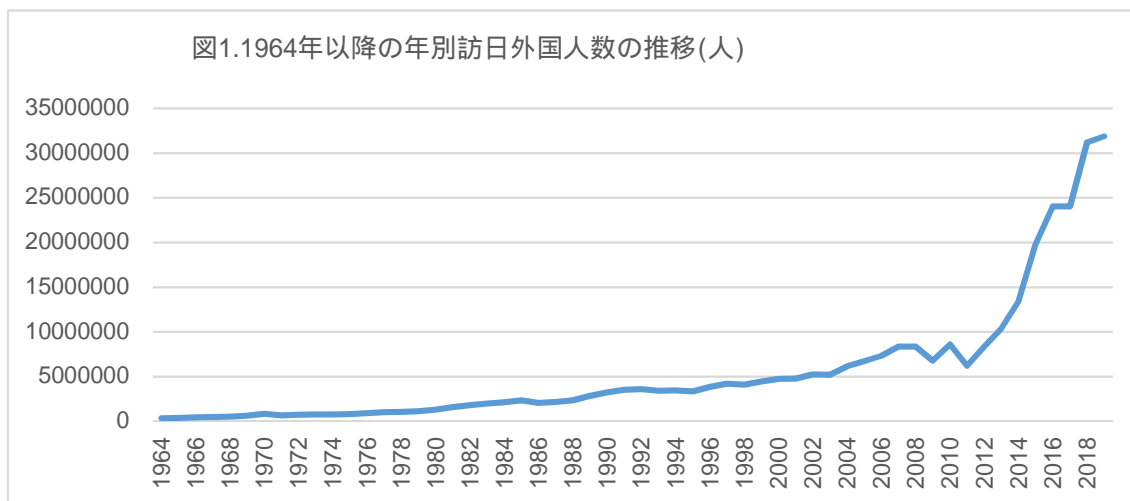
(1) 統合型リゾート(IR)の経済的効果の検証

前述の通りカジノを収益の核とする統合型リゾート(IR)は観光政策の中において推し進められたものである。2006年に制定された観光立国推進基本法は減少する日本の人口を補うために交流人口を増加させ、その交流する人々に消費活動を行ってもらい定住人口の減少に伴う消費の減少を食い止めることが目的の一つとするものであった。観光庁観光地域振興課(2015)によれば以下のように換算されるとのことである。

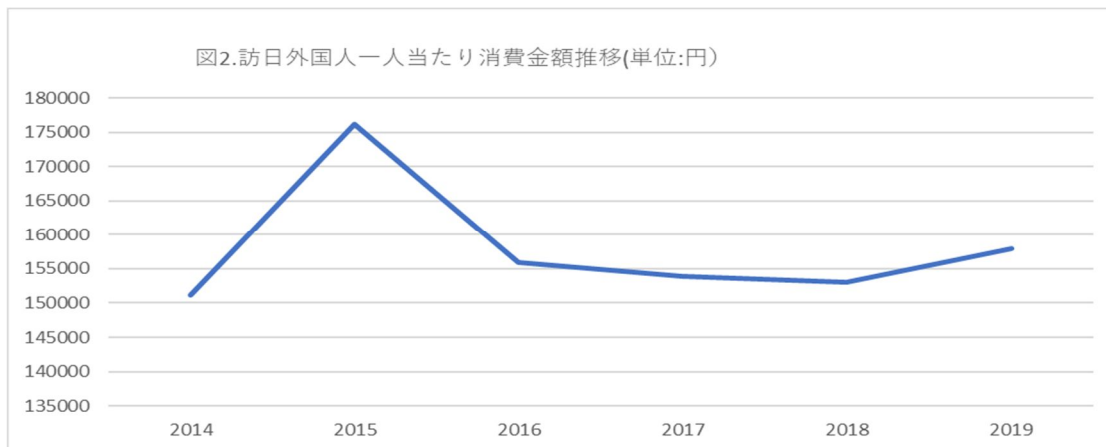
定住人口一人当たり年間消費額 = 外国人旅行者 8 人分消費額
定住人口一人当たり年間消費額 = 国内旅行者(宿泊) 25 人分消費額
定住人口一人当たり年間消費額 = 国内旅行者(日帰り) 80 人分消費額

上記の通り外国人観光客が最も一人当たり消費単価が高いわけであり2006年の観光立国推進基本法およびそれに基づく様々な観光振興施策のため訪日外国人客は以下の図1.の通り年間31,882,000人と過去最大を示しており、一定の成果をあげたと言えよう。

また、訪日外国人客が消費する金額は2019年には観光庁(2020)によれば過去最大の4.8兆円となり、減少しつつある日本の定住人口に伴う消費金額の落ち込みを補うことについて一定の効果は上げていたように思われる。しかしながら、以下の図2.に示すように外国人旅行者一人当たりの消費単価は為替の変動を考慮したとしても、若干の改善の兆しは見えていたが、順調に訪日外国人の「数」の面ほど順調に増加しているとは言えない。



(出所) 日本政府観光局(JNTO)(2018)「年別訪日外客数, 出国日本人数の推移」(https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata_outbound.pdf:2019年8月6日アクセス) および 日本政府観光局(JNTO)(2019)「Press Release 報道発表資料」(https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/data_info_listing/pdf/190116_monthly.pdf:2019年8月6日アクセス) 日本政府観光局(JNTO)(2020)「Press Release 報道発表資料」(https://www.jnto.go.jp/jpn/news/press_releases/pdf/200117_monthly.pdf:2020年5月20日アクセス)より作成。



(出所) 観光庁(2014)(2015)(2016)(2017)「訪日外国人の消費動向」(<http://www.mlit.go.jp/common/001084273.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001173130.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001179486.pdf>, <http://www.mlit.go.jp/common/001230775.pdf>:2019年4月1日アクセス) 観光庁(2019)「2019年(平成30年)の訪日外国人旅行消費額(確報)」(<http://www.mlit.go.jp/common/001283138.pdf>:2019年4月1日アクセス)および観光庁(2020)「【訪日外国人消費動向調査】2019年暦年 全国調査結果(速報)の概要」(<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001323869.pdf>:2020年5月20日アクセス)より作成。

一方、国際 MICE における外国人一人当たりの消費額については観光庁(2018)の調査によると M(meeting), I(Incentive), C(Convention), E(Exhibition) ともに通常の外国人観光客の倍ほどの消費金額(30万円前後)となっておりそれは主催者や出展者などの企業側からの消費が含まれるからだとしている。したがって、訪日外国人客の一人当たりの消費単価を上げるためには MICE 振興を行うことが効率的ではあるが、本研究代表者、佐々木(2018)は、MICE 施設を建設するためには莫大な建設費がかかり、現在の国、地方自治体の財政状態を考慮した場合、公的な資金を導入して MICE 施設を建設することには無理があり、民間の資本により行うとしても「都市再生の推進に係る有識者ボード MICE 施設機能向上ワーキンググループ」が検討した結果を2013年3月28日に第3回参考データ集として内閣官房・地域活性化統合事務局が公表した結論、「通常の民間企業が MICE の建設からすべて請け負うことは採算ベース上、困難」を鑑みた場合、困難であると指摘した。

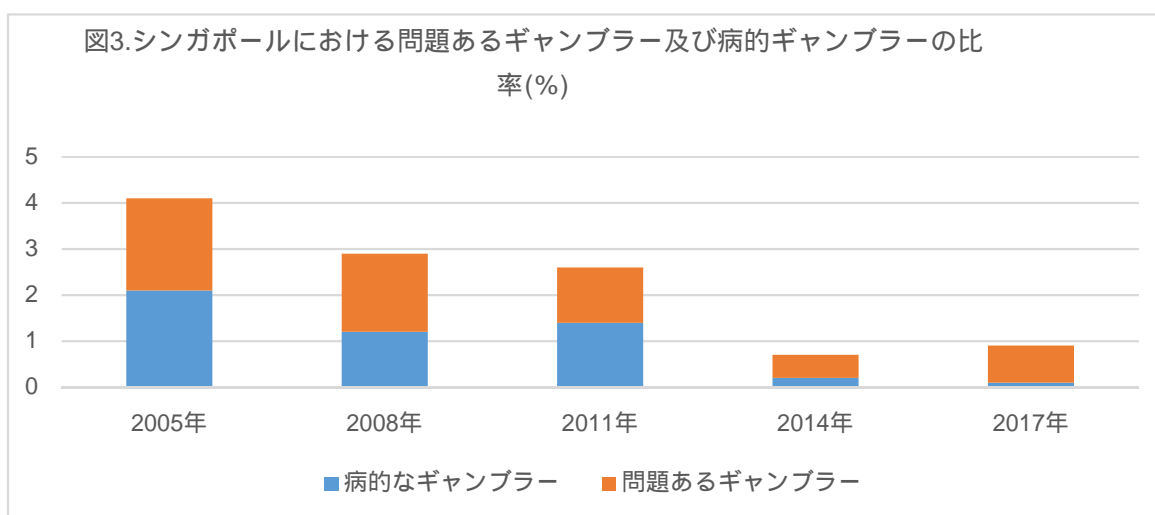
一方、特定複合観光施設区域整備法における特定複合観光施設(IR:統合型リゾート)の定義としては MICE 施設を特定複合観光施設に必ず組み込まなければならないという法律の立て付けになっており(特定複合観光施設区域整備法 第二条)、収益力の高いカジノを有する事業者が建設から請け負った場合、採算ベース上厳しい MICE 施設を建設しなければならず、それが訪日外国人客の一人当たりの消費額を向上させることとなり、観光政策の中の減りつつある日本の人口にともなう消費金額を補うという目的を達成するための一つのツールとなりうることが予想される。

(2) ギャンブル依存症を主とする統合型リゾート(IR: Integrated Resort)の社会的コストの検証

カジノを収益の核とする統合型リゾートを合法化するための法律が審議される過程で、前述の通り「日本では既に多くの合法的なギャンブルが存在しておりギャンブル依存症である人々が既に多くいるにもかかわらず更に新たなギャンブルを合法化する必要はない」という議論が引き起こされた。そしてその動きに押されたと思われるが日本医療研究開発機構(AMED)の委託を受けて国立病院機構久里浜医療センターがギャンブル依存症に関する調査結果を2017年9月26日に公表した(樋口、松下,2017)この調査は規模が大きく(20~74歳の1万人対象:有効回答4685人)面接調査まで踏み込んでおり、かなり精度が高いものである。結果として生涯を通じてギャンブル依存症の疑いのある人は全体の3.6%、実数に換算すると320万人、そして過去1年間にギャンブル依存症の疑いがある人は0.8%であり実数に換算すると70万人であるということであった(日経,2017)。過去1年間における依存症の疑いのある0.8%という数値は諸外国と比較してそれほど差がなく IR 法案の審議過程でかなりみられていた「日本は諸外国と比較して依存症の比率が極めて高いのではないか」という見方は事実とは異なることが判明した。しかしながら生涯における依存症の疑いのある比率、3.6%と過去1年間の比率0.8%という比率の乖離、実数に換算すると250万人という数字の乖離については疑問が残るものと思われる。その乖離については本研究代表者、佐々木(2018)は河本(2016)の論文を参照し、本調査における生涯におけるギャンブル依存症の疑いのある人と過去1年間にギャンブル依存症のある人との比率、数の乖離とは過去の一時期にギャンブル依存症の疑いがありその症状が自然治癒した比率、数の差である可能性が極めて高いと結論付けている。

2017年の調査によって、諸外国と比較してギャンブル依存症の比率はそれほど高くないという事実が判明したが、依然として日本ではギャンブル依存症の人々は数多く残されているという事実にかんがみ、国、地方自治体、ギャンブル等事業者がギャンブル等依存症に取り組むために2018年7月6日にギャンブル等依存症対策基本法が成立した。くしくもこの時期は特定複合観光施設区域整備法が国会を通過する2週間前であった。

このギャンブル等依存症対策基本法は当然のことながらカジノを収益のエンジンとする統合型リゾート(IR: Integrated Resort)のギャンブル依存症対策にも当然のことながら影響を与えることとなる。これは日本のIRに関する法制度はシンガポールの法制度をベンチマークしていると言われているがIRが稼働する前からギャンブル依存症対策に取り組みIRが稼働した後は以下の図3のようにギャンブル依存症の疑いのある人の比率を低下させ、IRが稼働した後、IRが稼働する前より依存症の比率を下げ、社会的コストの削減に成功したシンガポールの事例をトレースする可能性が高いものと思われる。なお、シンガポールがIR導入を決定したのが2005年4月であり、国家ギャンブル問題対策協議会(NCPG)の設立が2005年8月であり、国家依存症管理機構(NAMS)設立したのが2008年8月であり、IR開業が2010年であった。



(出所)NCPG(2005)(2008)(2012)(2015)(2018)Report of Survey on Participation in Gambling Activities among Singapore Residents (<https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/publications-survey-gambling05.pdf>, <https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/publications-survey-gambling08.pdf>, https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/2011_NCPG_Gambling_Participation_Survey_23_Feb_2012.pdf, https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/2014%20NCPG%20Gambling%20Participation%20Survey_FINAL.pdf, https://www.ncpg.org.sg/en/pdf/Report_on_NCPG_Gambling_Participation_Survey_2017_final.pdf:2020年5月22日アクセス)より作成。

<引用文献>

- e-Gov(2006)「観光立国推進基本法」(<https://mail.google.com/mail/u/0/?tab=wm&ogbl#search/ICE/FMfcgwxwHNVxDJrjVQLfndKdMhSFcbtIW>:2020年5月22日アクセス)
- e-Gov(2018)「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=428AC1000000115:2020年5月22日アクセス)
- e-Gov(2019)「特定複合観光施設区域整備法」(https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=430AC0000000080_20210726_00000000000000&openerCode=1:2020年5月22日アクセス)
- 樋口 進, 松下幸生(2017)『国内のギャンブル等依存に関する疫学調査 全国調査結果の中間とりまとめ』国立研究開発法人日本医療研究開発機構(http://www.kurihama-med.jp/news/20171004_tyousa.pdf:2017年12月15日アクセス)
- 観光庁観光地域振興課(2015)『魅力ある観光地域づくり』観光庁, pp.1-2(<http://www.mlit.go.jp/common/001172873.pdf>, 2020年5月20日アクセス)
- 観光庁(2018)『平成29年度MICEの経済波及効果算出等事業報告書』p.92. (<https://www.mlit.go.jp/common/001233265.pdf>:2020年5月20日アクセス)
- 河本泰信(2016)「モデルで考えるギャンブル障害」『臨床精神医学』45(12), pp.1497-1506.
- 日本経済新聞社(2017.9/29)「ギャンブル依存症疑い320万人 厚労省推計、諸外国と比べ高く」(https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG29H65_Z20C17A9CR8000/:2020年5月20日アクセス)
- 佐々木一彰(2018)「ゲーミング産業の社会的コストの検討」『余暇ツーリズム学会誌第5号』pp.1-8.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計18件（うち査読付論文 13件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 佐々木一彰	4. 巻 7
2. 論文標題 日本型IRにおける情報技術	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 余暇ツーリズム学会誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kazuaki Sasaki	4. 巻 5
2. 論文標題 Explicit and implicit taxes in Japanese Integrated Resort-from the view point of Hospitality-	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 International Journal of Japan Academic Society of Hoapitality Management	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中條辰哉	4. 巻 16
2. 論文標題 カンボジアカジノの実態	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 IR*ゲーミング学研究	6. 最初と最後の頁 12-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Kazauki Sasaki	4. 巻 5
2. 論文標題 Japan Gaming(Gambling)System and Tax in Japan from the view point of Hospitality-To the Integrated Resort-	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 International Journal of Japan Academic Society of Hospitality Management	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中條辰哉	4. 巻 21
2. 論文標題 マカオにおける統合型リゾートカジノのソフト戦略	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要	6. 最初と最後の頁 43-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中條辰哉	4. 巻 15
2. 論文標題 ゲーミングの潮流	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 I R *ゲーミング学研究	6. 最初と最後の頁 33-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷信盛	4. 巻 21
2. 論文標題 『ギャンブル等依存症対先基本法』とニュージーランド法制との比較研究	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要	6. 最初と最後の頁 123-145
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷信盛	4. 巻 20
2. 論文標題 カジノ従業員向け研修とギャンブル障害の最小化	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要	6. 最初と最後の頁 205-224
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木一彰	4. 巻 5
2. 論文標題 ゲーミング産業の社会的コストの検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 余暇ツーリズム学会誌	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木一彰	4. 巻 28
2. 論文標題 カジノを駆動部分とした統合型リゾート(Integrated Resort)の縁辺地域に対するホスピタリティ観点からの検討	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Hospitality	6. 最初と最後の頁 19-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中條辰哉	4. 巻 20
2. 論文標題 統合型リゾートとコンメンタリー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要	6. 最初と最後の頁 97-118
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中條辰哉	4. 巻 14
2. 論文標題 統合型リゾートとデスティネーション	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 IR*ゲーミング学研究	6. 最初と最後の頁 17-29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐々木一彰	4. 巻 27
2. 論文標題 カジノが周辺地域に及ぼすホスピタリティ的観点の検討	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本ホスピタリティ・マネジメント学会誌	6. 最初と最後の頁 47-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中條辰哉	4. 巻 19
2. 論文標題 カジノと公共政策	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要	6. 最初と最後の頁 27-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷信盛	4. 巻 19
2. 論文標題 ギャンブル障害対策と入場制限 自己排除制度の有効性について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 大阪商業大学アミューズメント産業研究所紀要	6. 最初と最後の頁 127-144
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中條辰哉	4. 巻 13
2. 論文標題 仮想世界とゲーミング	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 I R *ゲーミング学研究	6. 最初と最後の頁 73-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中條辰哉	4. 巻 18
2. 論文標題 ヨーロッパにおけるオンラインゲーミング	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 アミューズメント産業研究所紀要	6. 最初と最後の頁 281-299
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大谷信盛	4. 巻 18
2. 論文標題 ギャンブル教育と政策立案	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 アミューズメント産業研究所紀要	6. 最初と最後の頁 205-224
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計13件 (うち招待講演 6件 / うち国際学会 7件)

1. 発表者名 Kazuaki Sasaki
2. 発表標題 Challenges of Integrated Resorts in Japan
3. 学会等名 17th international conference on Gambling&Risk Taking (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kazuaki Sasaki
2. 発表標題 Measures for problem gambling in Japan
3. 学会等名 Annual Review of Macau Gaming Law (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kazuaki Sasaki
2. 発表標題 The Responsible Gaming Law in Japan-Focusing on Gambling etc. addiction measures promotion basic plan
3. 学会等名 G2E Asia Lottery Forum 2nd (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐々木一彰
2. 発表標題 日本型IRと情報技術
3. 学会等名 余暇ツーリズム学会2019年度全国大会 (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Kazuaki Sasaki
2. 発表標題 The Responsible Gaming Law in Japan
3. 学会等名 2018 Asia Lottery Forum Asia G2E (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐々木一彰
2. 発表標題 IRにおけるノンゲーミングの重要性と地域経済
3. 学会等名 日本ホスピタリティ・マネジメント学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 佐々木一彰
2. 発表標題 IR における中小企業 の果たす役割
3. 学会等名 余暇ツーリズム学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Kazuaki Sasaki
2. 発表標題 Japan ' s Lottery Industry and Integrated Tourism Facilities under the Perspective of Responsible Gaming
3. 学会等名 G2E Asia (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐々木一彰
2. 発表標題 カジノを駆動部分とした統合型リゾート(Integrated Resort)の縁辺地域に対するホスピタリティ観点からの検討
3. 学会等名 日本ホスピタリティ・マネジメント学会全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 佐々木一彰
2. 発表標題 ゲーミング産業の社会的コストの検討
3. 学会等名 余暇ツーリズム学会全国大会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kazuaki Sasaki
2. 発表標題 Japan Integrated Resort time line
3. 学会等名 MGS (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Kazuaki Sasaki
2. 発表標題 A Comparison of Integrated Resort Law to Resort Law in Japan
3. 学会等名 16th International Conference on Gambling & Risk Taking (国際学会)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 佐々木一彰
2. 発表標題 企業規模におけるホスピタリティの理論的検討
3. 学会等名 日本ホスピタリティ・マネジメント学会
4. 発表年 2016年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	大谷 信盛 (Otani Nobumori) (70772664)	大阪商業大学・付置研究所・研究員 (34410)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	中條 辰哉 (Chujo Tatsuya) (90411470)	大阪商業大学・付置研究所・研究員 (34410)	